

都道府県教育委員会の創設段階における 教育職員検定の運営条件と実施過程

— 教員資格取得水準の公正性・客観性に着目して —

Operational Conditions and Implementation Process of the Educational Personnel Certification at the Stage of Establishment of Prefectural Boards of Education

— Focusing on Objectivity and Fairness of Issuance Standards of Teacher's Certification —

芥川 祐征

AKUTAGAWA Masayuki

[キーワード Keyword] 戦後教育改革, 都道府県教育委員会, 現職教育, 新制国立大学, 首長部局

[所属 Institution] 岐阜大学大学院教育学研究科 (Graduate School of Education, Gifu University)

[要旨 Abstract] 本稿は、終戦後における都道府県教育委員会の創設段階を対象として、教育職員検定の運営条件および実施過程について解明したものである。すなわち、教員資格取得水準の公正性・客観性を保障するために、都道府県教委ごとに教育職員免許状に関する規則（施行細則）が定められ、教育職員検定審査委員会に特化した規則を制定する自治体（青森県・宮城県・秋田県・埼玉県・新潟県・長野県）もみられた。そこでは、検定種目ごとに、①出願受付、②手数料納入者の確認・名簿作成、③分類予備審査による裁定票の作成、④審査委員会による検定、⑤起案・決裁、⑥原簿の作成・整備・保存、⑦免許状の浄書・照合・押捺、⑧処理簿登載・整理と免許状発行、⑨免許状発送、⑩不許可者通知・返戻書類の発送、⑪公報登載・広告、⑫教育委員会定例会における報告、⑬公簿の整理・保管、⑭各種証明書の交付という一連の手続が確立された。そして、これらの事務手続を合理化するために、多くの都道府県では有効期限の定められた新旧免許状の切替検定や仮免許状の更新検定を優先しながらも、所要単位の修得状況に応じて一級・二級普通免許状への上進検定を漸次遂行していた。

1. 本稿の目的と課題

本稿の目的は、連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers: GHQ/SCAP）の主導による戦後教育改革の一環として創設された都道府県教育委員会（以下、設置主体ごとに「都道府県教委」「市町村教委」と略す）の公選制導入期間（1948～1955年）を対象として、教育職員検定の運営条件がどのように整備され、その実施過程において戦後教員資格制度における免許状取得水準の公正性・客観性がどのように保障されていたのかを解明することである。

戦後教員資格に関する事項は、1949（昭和24）年8月31日まで学校教育法施行規則（文部省令第11号）によって、9月1日以後は教育職員免許法（法律第26号：以下「免許法」と略す）および教育職員免許法施行法（法律第148号：以下「施行法」と略す）によって規定された。そして、教育職員免許状を取得するための免許検定事務に当たったのが、1948（昭和23）年7月15日の教育委員会法（法律第170号）施行により、公選制かつ合議制の行政委員会として設置された都道府県教育委員会であった⁽¹⁾。ここで、教育職員検定とは「受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う」間接検定制度であり、仮免許状（有効期限5年）の更新や外国で授与された免許状等の特例を除き、基礎資格（旧教員免許状も含む）と教職経験年数を要件として、所轄庁の証明書等に基づいて行われた（免許法第6条・施行法第2条）。このことについて、従来の研究では、戦後教育行政の運用過程として「国家法とは異なる地域教育法としての独自の効力と規範性をもつ」（篠原1984）とされる教育委員会規則の制定状況および合議行政による校長免許状の授与基準に関する規格化の過程が明らかにされてきたものの（芥川2022）、教育委員会事務局の部課単位における所掌事務そのものを対象とした研究（宮澤2016）については、検討の余地が残されている。

そこで、本研究では、当時の各都道府県教委に焦点を当て、その固有事務としての教育職員検定がどのような体制・手続で運用され、どのように教員資格の取得水準が保障されていたのかを明らかにする。

2. 教育職員検定における免許状取得基準の規格設定

(1) 都道府県教育委員会における教育職員検定審査委員会規則の制定状況

戦後初期日本においては、学校種・職位・区分あわせて56種類の教育職員免許状が創設され、新制大学の養成課程を卒業した者（免許状授与対象者）、旧制学校から継続的に勤務していた者（免許状切替対象者）、現職教育を通じて所要単位を修得した者（免許状上進対象者）に加えて、大日本帝国時代に占領していた旧外地からの引揚者、旧制高等教育機関の中途退学者、大学教員・現職教育担当講師等が混在していた。

そのため、1947（昭和22）年の時点では、当初から事務分掌を合理化するための「教員資格審査事務に関する官庁案」が示され、戦後教員資格制度に関する所掌事務の中央—地方政府間関係が構想されていた。すなわち、文部大臣による小・中・高等学校の校長・教員の資格審査事務を掌る「教員資格審査事務局官制」と、都道府県教育総長による小学校の校長・教員の資格審査事務を掌る「都道府県教員資格審査事務局官制」が設けられ、4段階の審査（学力審査・品行審査・身体審査・総合審査）によることが提案されていた⁽²⁾。

ところが、戦後の教育行政機構が整備されていく中で、公立学校の免許関係事務は都道府県教育委員会規則に基づいて、私立学校の免許関係事務は都道府県規則に基づいて、それぞれ所掌事務が配分された。特に、公立学校における教育職員免許状の検定・発行に関する事務は学校教育課・管理課・総務部管理課・学校教育部教職員課・指導部学事課等が、教育職員免許法認定講習（以下「認定講習」と略す）および修得単位認定等に関する事務は指導課・学校教育課・指導部研修課・学校教育部指導課・指導部研修課等がそれぞれ担当した⁽³⁾。そして、都道府県教委の中には、免許検定事務の遂行に際して教育職員検定のための審査委員会に関する教育委員会規則を制定する事例もみられた。すなわち、青森県・宮城県・秋田県・埼玉県・新潟県・長野県の6県において上記の規則が制定され、その名称については「教育職員検定委員会規則」「教育職員検定審査委員会規則」「教育職員検定審査会設置並に運営に関する規則」「教育職員検定審査会規程」と概ね類似しており、規定内容についても類似していた⁽⁴⁾。そこで、各府県教委における規定内容について分類したところ、以下のことが明らかになった【表1参照】。すなわち、全体的にみて、①教育職員検定審査委員会の設置根拠・目的、②委員の構成（組織、委嘱対象・方法、任期・欠員補充）、③臨時委員の構成（配置、委嘱対象・方法、退任、発言権）、④委員の勤務形態、⑤会長・副会長の地位（任命・職務・代理指定）、⑥委員会の運営（決議・招集・事務）、⑦参考人の招致、⑧雑則（内規）の制定について規定されていた。

表1 都道府県教育委員会における教育職員検定審査委員会規則の規定状況（数値は条文番号）

| | 青森県 | 宮城県 | 秋田県 | 埼玉県 | 新潟県 | 長野県 |
|-------------|-----------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 制定年月日 | 1949年 11月28日 | 1949年 9月1日 | 1950年 2月20日 | 1952年 5月22日 | 1950年 2月14日 | 1950年 4月10日 |
| 適用年月日 | 1949年 9月1日 | 1949年 9月1日 | 1949年 9月1日 | 1952年 5月22日 | 1949年 9月1日 | 1949年 9月1日 |
| 審査会の設置根拠・目的 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 委員組織 | 2-1 | 2-1 | 2-1 | 2-1 | 2-1 | 1-1 |
| 臨時委員の配置 | 2-2 | 2-2 | 2-2 | 2-2 | 2-2 | 1-2 |
| 委員の委嘱対象・方法 | 3 | 3 | 3 | 3-1,2 | 3-1,2 | 3 |
| 委員の任期・欠員補充 | 4-1 | 4 | 4 | 5-1 | 4-1 | 4-1 |
| 臨時委員の退任 | 4-2 | | | 5-2 | 4-2 | 4-2 |
| 委員の勤務形態 | 4-3 | | | | | 4-3 |
| 会長・副会長の任命 | 5-1 | 5-1,2 | 5-1,2 | 4-1,2 | 5-1,2 | 2-1,2 |
| 会長の職務 | 5-2 | 5-3 | 5-3 | 4-3 | 5-3 | 5-1 |
| 副会長の職務 | 5-3 | 5-4 | 5-4 | 4-4 | 5-4 | 5-2 |
| 会長・副会長の代理指定 | | | | | | 5-3 |
| 審査会の決議 | 6 | 6 | 6 | 7-1,2 | 7-1,2 | 6-1,2 |
| 参考人の招致 | | | | | | 7 |
| 臨時委員の発言権 | | | | 7-3 | 7-3 | |
| 審査会の招集 | 7 | 7 | 7 | 6 | 6 | |
| 審査会の事務 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8-1,2,3,4,5 |
| 雑則（内規）の制定 | 9 | | | 9 | 9 | 9 |

(出典) 文末脚註4に示してある教育委員会規則をもとに筆者作成

表2 都道府県教育委員会における教育職員検定審査委員会の構成

| | | 青森県 | 宮城県 | 秋田県 | 埼玉県 | 新潟県 | 長野県 |
|------|------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|----------------------------------|-------------------------|----------------------------|
| 人員 | | 10名以内 | 10名以内 | 10名以内 | 若干名 | 若干名 | 10名以内 (会長1名) (副会長1名) |
| 対象 | 委員 | 教育職員 学識経験者 関係行政職員 | 教育職員 学識経験者 関係行政職員 | 事務局職員 秋田大学職員 学識経験者 | 事務局職員 | 事務局職員 | 教育職員 事務局職員 |
| | 臨時委員 | | | | 事務局職員 学識経験者 教育職員 養成機関職員 | 学識経験者 教育職員 関係行政職員 | |
| 任命 | 委員 | 教育委員会が 任命・委嘱 | 教育委員会が 任命・委嘱 | 教育委員会が 任命・委嘱 | 教育長が任命 | 教育委員会が 任命 | 教育委員会が 任命・委嘱 |
| | 臨時委員 | | | | | | |
| 任期 | | 1年（欠員補充の場合は前任者の残任期間） | | | | | |
| 勤務形態 | | 非常勤 | — | — | — | — | 非常勤 |
| 会長 | | 委員の互選 | 県教育長 | 県教育長 | 委員の互選 | 委員の互選 | 県教育長 |
| 副会長 | | 委員の互選 | 県教育次長 | 事務局 学事課長 | 委員の互選 | 委員の互選 | 委員から 会長が指名 |
| 議決方法 | | 過半数（可否同数の場合は会長の決定） | | | | | |
| 議決要件 | | — | — | — | 過半数の出席が議決要件 | | |
| 招集 | | 会長 | 会長 | 会長 | 会長 | 会長 | — |
| 事務 | | 事務局学務課 | 事務局学務課 | 事務局学務課 | 事務局管理部 学務課 | 事務局関係課 | 事務局職員から 教育長が幹事・書記を指名 |

(出典) 文末脚註4に示してある教育委員会規則をもとに筆者作成

さらに、教育職員検定審査委員会の委員構成について概観すると、以下のことが明らかになった【表2参照】。すなわち、同委員会の定員については概ね若干名から10名以内とされており、教育職員・教委事務局職員・関係行政機関職員・教員養成機関（大学も含む）職員・学識経験者からなる選ばれた委員および臨時委員により構成され、教育長または教育委員会から1年間（欠員補充の場合は前任者の残任期間）の非常勤職員として任命・委嘱された。なお、会長については委員の互選により決定される場合と県教育長が兼任する場合がみられた一方、副会長については委員の互選または会長からの指名により決定される場合と県教育次長・教委事務局学事課長が兼任する場合がみられた。また、同委員会の議決については、過半数の可決が必要とされ（可否同数の場合は会長が決定）、埼玉県・新潟県・長野県においては過半数の出席が議決要件とされた。その場合、同委員会は会長により招集され、その事務については県教委事務局学務課または関係課が担うこと（長野県の場合は教育長が事務局職員の中から幹事・書記を指名）とされた。

(2) 教育職員免許法等に基づく教育職員検定に関する出願書類・証明書の指定

上記のような教育職員検定において、戦後の教育職員免許状を取得するためには、①所定の基礎資格を満たした上で、大学の正規課程または文部大臣の指定する養護教諭養成機関における単位修得を通じた普通免許状・仮免許状の授与（免許法第5条第1項・別表第1～3）、②普通免許状または仮免許状の所有者を採用できない場合に限り、都道府県教育委員会規則または都道府県規則に基づく臨時免許状の授与（免許法第5条第3項）、③所定の基礎資格を満たした上で、大学の正規課程（文部大臣の指定する養護教諭養成機関も含む）または現職教育を通じた単位修得と、教育職員検定による普通免許状・仮免許状の上進（免許法第5条第1項・第6条・別表第4～7）、④文部大臣の指定する大学・盲学校教員養成機関または認定講習における単位修得と、教育職員検定による盲・聾・養護学校高等部の特殊教科免許状の授与（免許法第17条・免許法施行規則第49～51条）、⑤外国において授与された免許状の所有者に対する特例措置として、相当する教育職員免許状への切替（免許法第18条）、⑥旧教員免許状の所有者を対象として、相当する教育職員免許状への切替（施行法第1条・施行法施行規則第1条）、⑦旧制学校の卒業者を対象として、相当する教育職員免許状への切替（施行法第2条）、⑧旧教員免許状の所有者および旧制学校の卒業者を対象として、当該教育職員免許状の上進（施行法第7条）といった方法がとられて

いた。

これらの教育職員検定における証明書の交付については、出願書類の提出者の勤務する学校または居住地の所轄庁が責任を負った。具体的には、免許法における「所轄庁」（第2条第2項）とは、①大学附置の国・公立学校の校長・教員については当該大学の管理機関、②一般の国立学校の校長・教員については文部大臣、③一般の公立学校の校長・教員については当該学校を所管する教育委員会、④私立学校の校長・教員については都道府県知事、⑤教育長・指導主事については当該教育委員会を指していた。

ここで、各都道府県教委の制定した規則（施行細則）をもとに受検者の出願書類を概観すると、①願書（教育職員検定願等）、②個人調書（履歴書・宣誓書・誓約書等）、③基礎資格に関する証明書（教育職員免許状原簿・教育職員免許状原簿補助簿等）、④学修状況に関する証明書（単位修得証明書・免許状授与証明書・卒業証明書・学業成績証明書等）、⑤所轄庁による証明書（人物に関する証明書、実務に関する証明書または実務成績証明書、身体に関する証明書または身体検査書等）の提出が免許状の区分ごとに求められていた（芥川2021）。このような出願書類の構成については、各都道府県の類似性は極めて高かった。一方、所轄庁に対しては「人物に関する証明書」「実務に関する証明書」の交付（「身体に関する証明書」については医療機関）が義務づけられており、基本的には「勤務先から資料をとり、これによつて行う」こととされたものの、場合によっては面接等による直接的な確認も併用されていた⁽⁵⁾。

以上、戦後初期日本における教育職員検定をめぐって、教育職員免許状の授与権者である都道府県教委の内部委員会として教育職員検定審査委員会が設置されていた。ところが、その委員構成をめぐって、授与対象者として直接の利害関係をもつ教育職員に対しても委嘱しており、秋田県・埼玉県については教育職員免許状に関する所要単位の付与主体でもある教員養成機関（大学も含む）の事務職員に対しても委嘱していた。なお、それ以外の多くの都道府県では教育職員検定審査委員会を直接の対象とした教育委員会規則の制定こそ確認できなかったものの、教委事務局ごとに内規が制定されていたものと推察される。また、教育職員検定の出願書類のうち、「願書」「個人調書」「基礎資格に関する証明書」「学修状況に関する証明書」「実務に関する証明書」「身体に関する証明書」についてはすべての都道府県で提出が必須とされており、「人物に関する証明書」についても千葉県・愛媛県・高知県を除いて提出が求められていた⁽⁶⁾。

3. 都道府県教育委員会事務局における教育職員検定の事務運営体制

都道府県教委における免許検定事務について、学校教育課・管理課・総務部管理課・学校教育部教職員課・指導部学事課等を主管課として位置づけた上で⁽⁷⁾、審議機関としての検定審査会（審査委員会）が設置された。当時、新旧免許状切替および仮免許状に有効期限が設定されていたことから、各都道府県では免許検定事務の運営過程を合理化することで、所定の免許状を早急に発行する必要に迫られていた。

まず、都道府県教委事務局において、教育職員検定のための事務運営体制が整備された。例えば、神奈川県教委では、教育職員検定が開始された1950（昭和25）年度の時点で、旧制学校から継続して勤務する現職校長・教員に対する仮免許状の発行が優先されていた⁽⁸⁾。そして、翌年度には、認定講習の開設にともなう免許状上進のための所要単位の認定基準に関する検討段階に入り、県教委事務局職員11名および県総務部長からなる「免許審査委員会」が設置され、毎月1回の定例会を通して免許事務の適正な運営が図られた⁽⁹⁾。1952（昭和27）年度には、単位追認事務を8月までに完了し、施行法第7条に基づく免許状上進に関する審査受付を9月以後に開始する方針であったが⁽¹⁰⁾、依然として免許状の上進検定事務は進まなかった。そのため、1953（昭和28）年度も手引をもとに県内各地区で説明会が開催されたものの、結局は他の都道府県に転出する場合や校長・教育長・指導主事免許状を出願する場合に限定して検定事務が行われることとなった⁽¹¹⁾。

新潟県教委では、審査委員5名による審査会が毎月1～2回開催され、400件から600件前後の教育職員検定が行われていたが、出願者の学歴・経歴・教職経験等の調査・照会等に相当の時間を要していた⁽¹²⁾。1952（昭和27）年度からは、審査会も毎月1回の定例開催となり、毎月15日までに提出された出願書類について同月下旬に審査を完了し、免許状発行の可否を決定していた⁽¹³⁾。その後、1953（昭和28）年度には各学校における所有免許状の調査・照合ならびに事務指導が直接実施されることとなった。すなわち、①現職校長・教員の免許状所有状況の調査、②所有免許状の記載内容（氏名・生年月日・番号・授与年月日・該当条項等）の確認、

③免許状上進に関する指導、④市町村教委および各学校における関係諸表簿の整理に関する指導等について試行的に実施されたものの「現場にとつても事務当局にとつても、非常に有効であつた」ため、以後も継続されることとなった⁽¹⁴⁾。ところが、実際は翌年度において、新発田市内の小・中学校に対する実施にとどまった⁽¹⁵⁾。

長野県教委では、事務局教学指導課において教育職員検定を担当することとなり、1951（昭和26）年4月には「長野県教育委員会事務局設置規則」の一部改正により、長野県教育長を会長として県教委事務局職員・信州大学教授および小・中・高等学校長の中から選定された10名の委員からなる「教育職員検定審査会」が設置された⁽¹⁶⁾。また、教育職員検定については「長野県教育職員検定審査会規程」に基づいて、7月14日には新教育職員免許状の出願指導が、8月からは出願受付がそれぞれ開始され、11月17日には第1回審査会が開催された⁽¹⁷⁾。同年度は、7月下旬と9月上旬に各地区教育出張所および高等学校事務担当者の協力により、免許状上進の規定・手続に関する指導が実施されるとともに、4月28日から翌年3月28日にかけて計5回にわたり審査会が開催された⁽¹⁸⁾。

岐阜県教委では、1949（昭和24）年9月1日に教育職員検定を円滑に進めるために、教育委員代表1名・教委事務局代表5名・県議会教育部常任委員代表1名・岐阜大学代表3名・現職校長代表3名・現職教員代表6名からなる「教育職員免許法対策協議会」が事務局管理課の主管のもと設置されるとともに、事務局内に専門職員が配置された⁽¹⁹⁾。

鳥取県教委では、1950（昭和25）年3月末の教育職員定期異動において、現職の小・中学校教員のうち2名を免許検定事務担当の嘱託職員として配置し、さらに県教委事務局教務課職員のうち2名を同免許係に所属変更し、計4名の体制により5月7日から教育職員検定の出願受付を開始した⁽²⁰⁾。ところが、当初の想定よりも多くの願書が寄せられ、同係の事務負担も急激に増大したことから、新たに「鳥取県教育職員検定審査会規程」「免許教科検定内規」が制定され、委員を4名増員した上で審査が行われることとなった⁽²¹⁾。その後、翌年度には臨時委員を2名増員して免許検定事務が行われていたが、県内の新旧免許状切替事務が概ね完了したことから、翌年度以後は免許状の上進検定のみ行われることとなり、委員は計3名体制に減員とされた⁽²²⁾。

香川県教委では、1949（昭和24）年度は主として戦後教員資格法令の趣旨徹底を図ることに重点が置かれ、旧教員免許状所有者のうち施行法第7条の該当者を除いて、新教育職員免許状授与に関する出願受付を開始した⁽²³⁾。翌年度には、同県教委事務局学校管理課長の下に5名の職員からなる教員養成検定免許係が配置されるとともに、県内の現職校長・教員の参集を求めて2回にわたり免許法等の解説・意見集約が行われた⁽²⁴⁾。そして、施行法第1・2条の該当者が年度内に検定出願できるように、各地区教育出張所管内の幼稚園および小・中学校における免許係各1名と、特別出願に不明な点がある者を対象として、県内10地区15会場において「検定免許出願演習会」が開催され、検定手続・出願書類に関する一般的説明（9時00分～9時40分）、質疑応答（9時40分～10時00分）、演習・個別相談・書類点検・諸注意（10時20分～17時00分）が行われた⁽²⁵⁾。

表3 香川県教育委員会における地区教育出張所ごとの「検定免許出願演習会」の開催状況

| 日程 | 地区 | 会場・出席係員 | |
|--------|-------|----------------------|--------------------|
| 11月24日 | 大川 | 造田村立造田小学校（久留島・荒井） | 香川県立三本松高等学校（諸節・十川） |
| 11月25日 | 木田・香川 | 前田村立前田小学校（国土・荒井） | 川東村立川東小学校（久留島・諸節） |
| 11月27日 | 香川・高松 | 一宮村立一宮小学校（国土・十川） | 香川県文化会館（久留島・荒井） |
| 11月28日 | 仲多度 | 善通寺町立善通寺中央小学校（諸節・荒井） | 善通寺町立善通寺中学校（国土・十川） |
| 11月29日 | 綾歌 | 岡田村立岡田小学校（国土・荒井） | 瀧宮村立瀧宮小学校（久留島・諸節） |
| 11月30日 | 三豊 | 観音寺町立観音寺小学校（久留島・荒井） | 観音寺町立観音寺小学校（諸節・国土） |
| 12月1日 | 坂出・丸亀 | 坂出市立中央小学校（諸節・荒井） | 丸亀市立城乾小学校（久留島・十川） |
| 12月8日 | 小豆 | 内海町立内海中学校（久留島・諸節） | 土庄町立第一土庄小学校（国土・十川） |

(*1) 当時の香川県教委の事務分掌（1950年3月1日時点）について、学校管理課の教員養成および免許担当職員は久留島武保・荒井孝子・国土安雄・十川泉・諸節勲

（出典）香川県教育委員会編『香川県教育委員会月報』第2巻第12号（通巻19号：昭和25年12月号）、香川県教育委員会、1950、16頁（香川県立図書館所蔵）をもとに筆者作成

すなわち、同年末の11月24日から12月8日にかけて、大川地区（香川県立三本松高等学校・造田村立造田小学校）・木田地区（前田村立前田小学校）・香川地区（川東村立川東小学校・一宮村立一宮小学校）・高松地区（香川県文化会館）・仲多度地区（善通寺町立善通寺中央小学校・同善通寺中学校）・綾歌地区（岡田村立岡田小学校・瀧宮村立瀧宮小学校）・三豊地区（観音寺町立観音寺小学校・同観音寺中学校）・坂出地区（丸亀坂出市立中央小学校）・丸亀地区（丸亀市立城乾小学校）・小豆地区（土庄町立第一土庄小学校・内海町立内海中学校）を会場として開催され、香川県教委事務局学校管理課の教員養成検定免許係からは久留島武保・荒井孝子・国土安雄・十川泉・諸節勲の5名が参加した【表3参照】。

熊本県教委では、1950（昭和25）年度に事務局内において学務課免許係が新設され、教育職員検定および免許状書換・再交付に関する事務を担うこととなった⁽²⁶⁾。ただし、教育委員会規則および検定基準等に関する内規の制定、免許法等の趣旨説明会・講習会等の開催による周知徹底に約10カ月を費やし、ようやく1950（昭和25）年9月から1951（昭和26）年2月にかけて教育職員検定の出願受付が開始されることとなった⁽²⁷⁾。

その他にも、当時五大市であった神戸市教委では、①認定講習における修得単位数を確認して半年ごとに研修手帳に記入する事務、②成績処理において過年度の連絡不備による未記入単位の調査・修正に関する事務、③現職教育実施計画を策定するための単位修得状況調査、④単位修得試験の実施（幼稚園および小・中学校は神戸大学、高等学校は大阪大学）、⑤人物・実務・身体に関する証明書の交付、⑥その他の証明書の交付事務（他都道府県勤務者・異動者の申請の場合）、⑦すべての教育職員の免許状所有状況および有効期限を確認できるように「カード式免許状台帳」を整備する事務を担った⁽²⁸⁾。また、岩手県教委では、地区教育出張所ごとに免許検定事務が実施されていた⁽²⁹⁾。また、宮城県教委では「教育職員検定審査会」⁽³⁰⁾、秋田県教委では「教育職員検定審査会」⁽³¹⁾、富山県教委では「検定会」⁽³²⁾がそれぞれ設置されていた。

4. 都道府県教育委員会事務局における教育職員検定の事務手続

次に、都道府県教委事務局において、教育職員検定のための事務手続が整備された。例えば、青森県教委では、出願受付（係員1名・主事1名）にともない原簿が作成され、予審係（係員3名）によって各種免許状について照合がなされる【図4参照】。そして、確認係（専門主事2名）によって形式的な点検が行われ、検定審査会（審査委員10名）による審査（人物・実務・身体・学力）を経て、合格者については課長・教育長の決裁を受けて当該免許状が授与されていた⁽³³⁾。ただし、出願書類（採用志願書・履歴書・採用調書、教育職員免許状写・授与証明書、教職員適格確認書、身体検査書・健康診断書、卒業・修了証明書、成績証明書・単位修得証明書、戸籍抄本・身元証明書等）や申請条件（基礎資格・勤務経験年数・最低修得単位数等）に不備があった場合には不合格とされ、申請者に出願書類が返戻された後に同様の事務手続により再度検定が行われていた。

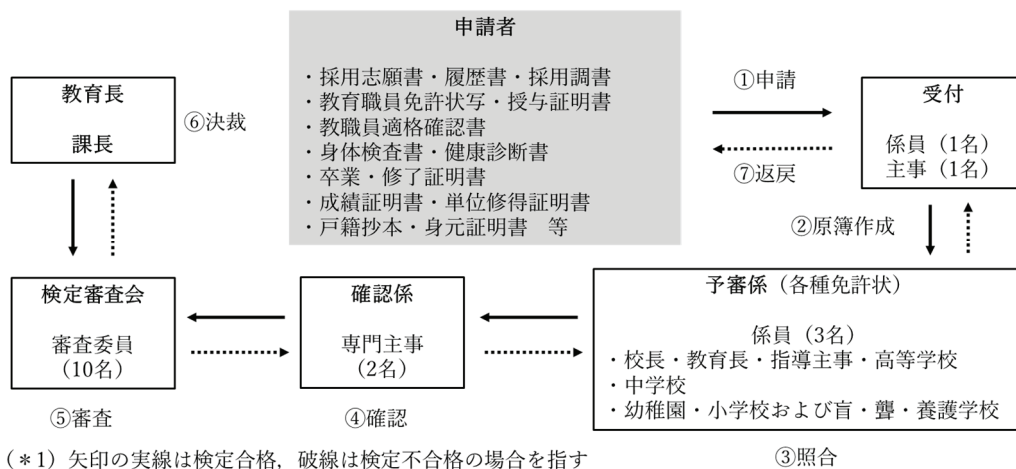


図4 青森県教育委員会における教育職員検定の事務機構と事務手続

(出典) 青森県教育委員会事務局調査課編『青森県教育要覧 昭和二十六年度版』青森県教育委員会, 1952, 50頁 (青森県立図書館所蔵) をもとに筆者作成

その場合の担当職員については、1949（昭和24）年度当初は専門主事2名・事務補佐3名の体制であったが、「専門学校卒業以上の指定，許可学校の制度と，出願書類の不備のために返送をしなければならない願書，それに戦災と火災により旧免許状の授与原簿を焼失したため簡単に事務を進められなかつた」ことから，翌年度以後は専門主事2名・事務補佐5名の体制に増員された⁽³⁴⁾。

埼玉県教委では，免許状の作成，免許状台帳・諸帳簿の整備，備品の購入，関係法令の製本・印刷，事務職員の確保等の準備を進める傍ら，県内の現職校長・教員に対して戦後教員資格法令の趣旨徹底に努めた⁽³⁵⁾。そして，免許検定事務については，①出願受付（受付簿登載，添付書類の整備・検討，返戻再調・登載），②裁定票（記入作成，願書への添付），③検定による判定，④決裁，⑤原簿の作成・整備・保存，⑥免許状の浄書，⑦処理簿登載・整理，⑧免許状発行（願書・証明書の整備・保存），⑨不合格通知・県報登載，⑩公簿の整理・保管，⑪各種証明書の交付という一連の手続が確立された⁽³⁶⁾。

新潟県教委では，免許切替事務については受付簿に記入後，①分類予備審査，②起案決裁，③原簿記載，④カード作成，⑤免許状記載，⑥照合押印，⑦分類発送という手続がとられていた一方，免許検定事務については受付簿に記入後，①分類予備審査，②起案決裁，③調書作成，④審査委員会による判定という手続がとられていた【図5参照】。その場合，審査委員会による許可判定を得た者は，原簿記載→カード作成→免許状記載→照合・押印→分類・発送という手続がとられ，不許可者には結果のみが通知された。ただし，両者の事務手続については，①分類予備審査による保留照合書類の整備，②手数料納入者名簿の作成，③手数料納入，④出願書類の整理による保存，④返戻書類の収去という点が共通していた。これら一連の事務手続は繁雑であり，また出願書類の不備により事務局の負担が過重となっていたことから，特に不備が多くみられた「単位修得証明書」の再交付に関して『新潟県教育月報』誌上において注意喚起がなされた⁽³⁷⁾。

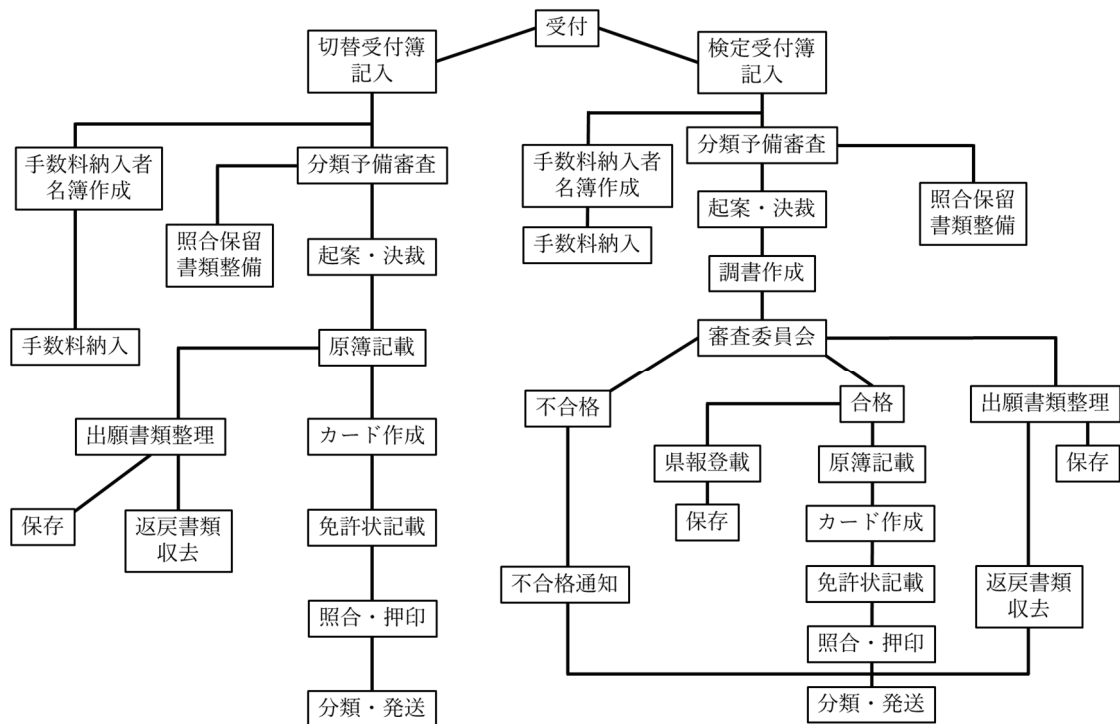


図5 新潟県教育委員会における免許切替事務と免許検定事務の手続

（出典）新潟県教育委員会編『新潟県教育要覧 1955』新潟県教育委員会事務局調査統計課，1955，95頁（新潟県立図書館所蔵）をもとに筆者作成

岡山県教委では，1949（昭和24）年度の時点において教育委員会規則の制定や，諸表簿・原簿・免許状様式の整備に終始しており，新規採用者と一部現職者に対する免許状授与・切替事務にとどまっていた⁽³⁸⁾。その後，1950（昭和25）年1月24日には事務局学事課に免許係が新設され⁽³⁹⁾，数回にわたり解説講習会が開催されるとともに，同調査係の協力により単位修得状況調査も完了したことから，2月13日に「出願受付を開始した

(40)。ここでの免許検定事務については、出願書類が諸機関を経由(校長→市教委→地区教育出張所)して出願する際に調査・受付・裁定票記入が行われ、免許係による出願受付の後、①第1次・第2次・係長審査(不備の場合は返戻して面接・再審査)、②課長・次長・教育長決裁、③原簿記入、④補助簿記入、⑤免許状浄書、⑥照合、⑦受付簿追記、⑧免許状発送(受付簿記入、申請者交付、受理証の一括送付)、⑨受理証整理、⑩県報告、⑪教育委員会定例会における報告、⑫願書編綴という一連の手続がとられた⁽⁴¹⁾。1951(昭和26)年度には、前年度に引続き主に免許状の切替検定事務が行われ、全4期(2カ月半ごと)にわたり各地区において出願受付を行った⁽⁴²⁾。また、翌年度は残りの出願者に対する免許検定事務を遂行した上で、免許状上進のための様式・免許状補助簿・教職経験年数計算・証明書等の整備に相当な期間を要したため、7月に免許状受付が開始された⁽⁴³⁾。

熊本県教委では、教育職員検定について、①出願受付、②検定、③原簿記載、④発行、⑤県報告・通知という一連の手続を経て免許状が授与された。特に、受付の段階で出願書類の形式的な点検とともに学校種ごとに願書書類が分類され、受付簿に必要事項(本籍地・現住所・生年月日・所有免許状・卒業学校・適用条項・受付年月日・手数料払込年月日等)を記載し、受検者の人物・学力・実務・身体に関する証明書に基づく書類審査が行われた⁽⁴⁴⁾。そして、検定委員会における判定を経て、決裁を受けた書類は免許状発行係によって免許番号・授与条件等が追記され、原簿作成の後で願書・決裁簿・原簿との照合・調査を通じて正誤の有無が確認された後、授与者検印・割印の押捺を受けて出願者に教育職員免許状が発送された⁽⁴⁵⁾。

これら一連の免許検定事務の手続については、認定講習の開設・運営事務と併行していたため、いずれの都道府県教委事務局も繁忙を極めていた。例えば、東京都教委における毎月の免許検定事務の処理件数は約3,000件から4,000件にも上っており、「日夜努力しているが仕事に追われている状態」であったとされる⁽⁴⁶⁾。これは、①現職校長・教員に対する新旧免許状の切替期限(1951年3月末)の設定(施行法第8条)、②膨大な事務処理量に対する事務担当者の人員不足、③根拠となる免許法等における条文構成の難解さに起因していた。そのため、島根県教委の事務担当者から「全員は、事務を開始するや全く不眠不休の努力を傾注し1カ年間徹夜と深夜作業の重労働を続けた」ほどであり、そのため「途中において病床に臥す者も出て来るといった状況であった」ことが報告された⁽⁴⁷⁾。そして、文部省は全国の免許担当事務担当者と連絡をとる中で、口頭・文書・電報等により再三にわたる陳情を受け、「何れの都道府県も五十歩百歩の苦難の道を歩み続けていた」ことが判明したこと、また施行法どおりに新旧免許状の切替が完了していないことが試算されたことから、ついに改正法律案が国会に提出されることとなった⁽⁴⁸⁾。

5. 都道府県教育委員会事務局における教育職員検定の通知行政

このように、当時の免許検定事務は繁雑であり、出願書類にも多くの不備がみられたことから、都道府県教委から各方面に向けて通知が発出されていた。例えば、三重県教委では、1950(昭和25)年4月から免許状切替のための出願受付が開始され、その負担は「10月頃から毎晩居残りをにつづけて、26年3月10日まで懸命に検定もやつたが、書類の山を崩す事はできなかつた」ほど過重なものであったが、1951(昭和26)年3月の免許法等改正による仮免許状の有効期限が延長されたことを受けて、残りの免許検定事務が整理されるようになった⁽⁴⁹⁾。このことについて、3月20日には三重県教育長と三重県総務部長から各学校長・大学長・短期大学長・高等専門学校長・地区教育出張所長・幼稚園長および桑名市教委に宛てて、以下のような通知「免許法に関する連絡について」(教学第355号)が発出された⁽⁵⁰⁾。すなわち、免許法等改正にともない免許状の切替検定事務は5月末頃までに完了する予定であり、6月の時点で施行法第1条に基づく免許状授与検定事務は概ね完了していたものの、当時はその他の教育職員検定および単位追認事務を進めている段階にあり、その後も事務負担を軽減するために施行法第7条に基づく免許状上進検定に関する出願は7月から、改正法令に基づく免許状授与検定に関する出願は9月からそれぞれ受付が開始されることとなった⁽⁵¹⁾。

ただし、西川棟吾(三重県教委事務局学校教育課)は「免許検定事務が各都道府県に委譲せられた事は画期的な事であったが各都道府県では、その受入態勢については遺憾な点が極めて多く全く混沌たるものがあつた」として、県内の現職校長・教員の中には免許法等の趣旨を逸脱する者も散見されたことから、次のように注意喚起した⁽⁵²⁾。

- ①出願したらその通りに免許状が授与されるということはない。
- ②法律に指定されている通りにしかならない。
- ③人物・学業成績・勤務成績・身体について検定が行われるので、無条件に授与されるということはない。
- ④従って指定学校を出たからといって総べての人に免許状が授与されることはない。検定が行われて合格すれば、はじめて授与される。
- ⑤すべての人がすべて異つた条件で出願するのであるから、誰それと自分とは同じ学校を出たから免許状は同一であるべきだということは誤りである。勿論同一である事は多いと考えられる。
- ⑥東海3県についても近畿8県についても、現在まで10数回の会議を開いて妥当な線を相談しあつているのであるが、若しそれが他店県(ママ)と非常に異つていふと考えられるならば、係の方へ申出られたらよいと思う。事務担当者としては充分御意見はきかせてもらつてもよい。
- ⑦従来文部省で行つた検定よりは、低い基準で検定されるとか、出願すればすべて従来と同じような免許状が授与されるという考えは誤りであつて、文部省へかつて出願して合格しなかつたものは今度も同様である。むしろ新制高校と旧中等学校とを比較されたならば、検定はどの方向に向つていくかは自ら判明することである。
- ⑧結局検定をしながら思うことは自分の針路を教育界に定めて進学した者は、一番有利であり、質の悪い大量生産学校に進学した者は不利な条件にある事は従来の免許状についても今日の免許法についても同様であり、教育界は失業救済の場所であらしめてはならないということである。

すなわち、現職校長・教員の中には、所要科目の単位修得をもって免許状を取得できるものと誤解する者が多くみられたが、三重県教委としては教育職員検定によって一定水準の適格性が保障されるものと解釈していた。その後、8月21日には三重県教育長から各地区教育出張所長・公立学校長ならびに各国・私立学校長・学園長に宛てて通知「教育職員免許検定事務連絡について」が発出され、旧教員免許状所有者に対する特例該当者(施行法第1条)が旧制学校卒業者等に対する免許状授与検定(同第2条)に出願する場合に限り、①「学業成績証明書」に替わり新旧免許状を添付すること、②提出済の「履歴書」「経歴図表」「身元証証明書」「宣誓書」等は簡略化することが認められた⁽⁵³⁾。

1952(昭和27)年度には、7月10日に三重県教育長から桑名市教育長ならびに各地区教育出張所長・学校長(桑名市を除く)に宛てて通知「教職員の免許検定について」(教教第376号)が発出され、①「当分の間」上進検定については照合済の「単位修得証明書」と原本を一括添付して出願すること、②授与検定に関して疑義のある場合は夏期休暇期間の午前中に来局すること、③再教育施策の担当講師(免許法施行規則附則3・施行法施行規則附則5)に対する「単位認定書」はすべて交付が完了したこと、④提出された「単位認定申請書」のうち申請不要・追認不可・資料不足のものは返却すること、⑤「単位認定書」「単位修得証明書」を消失した者は「再交付願」を提出すること等について連絡がなされた⁽⁵⁴⁾。そして、市町村教委の全国的設置にともない、11月24日には三重県教育長から各市町村教委・各地区教育出張所長に宛てて通知「教育職員の免許事務に関する連絡について」(教教第707号)が発出され、①戦後の教育職員における免許主義、②所轄庁による証明書(人物・実務)の交付、③免許状の失効・取上処分(禁治産・準禁治産の宣告、禁錮以上の受刑、暴力主義的破壊活動を支持する政党・団体の結成・加入、法令違反・非違行為)に関する通知、④教育職員検定願書(市町村立学校長・教員、教育長・指導主事、非現職者)の経由と提出(証明・副申)について再度周知が図られた⁽⁵⁵⁾。

6. 都道府県教育委員会事務局における教育職員検定の事務日程

そして、都道府県教委事務局における教育職員検定の事務日程については、以下のような特徴がみられた【表6参照】。例えば、福島県教委事務局では、1949(昭和24)年度の免許関係事務については11月に教育委員会規則が制定され、12月に教育職員履歴の記載・整理、翌年1月に履歴書提出・事務指針作成および新旧免許状の切替検定事務(施行法第2条)、2月に新教育職員免許状への書換が行われた。1950(昭和25)年度の免許関係事務については、仮免許状の有効期限となる翌年4月1日からすべての現職校長・教員に対して新教育職員免許状を授与するための準備、免許法等改正にともなう経過措置、教員の不足に対する臨時免許状の授与、認定講習等における単位修得を通じた免許状の上進検定事務、新制大学卒業生に対する免許状の授与検定事務を基本方針として計画がなされた⁽⁵⁶⁾。これを受けて、4月に同年度における免許関係事務実施計画策定、4月から8月にかけて切替検定事務(施行法第2条)、7月に出願手続に関する研究会、8月から11月にかけて切替検定事務(施行法第2条)、12月から翌年3月にかけて切替検定事務(施行法第2条)、12月に小・中学校教諭免許状の上進検定事務(施行法第7条)および翌年度における免許関係事務予算編成、3月に新制大学等卒業生

に対する各種教育職員免許状の授与検定事務（免許法第5条），教員の人員不足に対する臨時免許状の授与，指導主事免許状の授与検定事務（施行法第2条）が行われた。

そして，1951（昭和26）年度の免許関係事務については，4月に同年度における免許関係事務実施計画策定，7月に施行法第7条および改正法令に基づく教諭・養護教諭免許状の上進検定事務，12月に翌年度における免許関係事務予算編成，翌年3月に年度内における免許関係事務の整理が行われた⁽⁵⁷⁾。

表6 福島県教育委員会事務局における免許検定・授与に関する事務日程

| 月 | 1949年度 | 1950年度 | 1951年度 |
|------|--------------------------------------|--|---------------------------|
| 4 | | 免許関係事務年度実施計画策定 | 免許関係事務 年度実施計画策定 |
| 5~6 | | 新旧免許状の切替検定（施行法2） | |
| 7 | | 出願手続研究会（各地区教育出張所管内） | 教諭・養護教諭免許状の 上進検定（施行法7） |
| 8~10 | | 新旧免許状の切替検定（施行法2） | |
| 11 | 教育委員会規則制定 | | |
| 12 | 教育職員履歴の記載・整理 | 小・中学校教諭免許状の上進検定（施行法7） 翌年度免許関係事務予算作成 | 翌年度免許関係事務予算編成 |
| 1 | 事務指針作成・履歴書受付 新旧免許状の切替検定 （施行法2） | 新旧免許状の切替検定（施行法2） | |
| 2 | 新教育職員免許状への切替 | | |
| 3 | | 大学等卒業者の免許状授与検定（免許法5） 臨時免許状の授与 指導主事免許状の授与検定（施行法2） | 年度内免許関係事務整理 |

（出典）福島県教育委員会事務局調査課編『福島県教育委員会月報』第1巻第5号（通巻6号：昭和24年11月号），福島県教育委員会事務局調査課，1949，38頁；同編，第1巻第6号（通巻7号：昭和24年12月号），1949，40頁；同編，第2巻第1号（通巻8号：昭和25年1月号），1950，44頁；同編，第2巻第2号（通巻9号：昭和25年2月号），1950，24頁；同編，第3巻第3号（通巻22号：昭和26年3月号），1951，14-15頁；同編，第3巻第4号（通巻23号：昭和26年4月号），1951，92-93頁（国立教育政策研究所教育図書館所蔵）をもとに筆者作成

京都府教委事務局では，1953（昭和28）年度に4月16日から30日にかけて免許法施行規則・施行法施行規則に基づく単位追認，4月21日から5月11日にかけて教諭・養護教諭免許状の上進検定（施行法第7条）の出願受付，22日から26日にかけて臨時免許状の授与（免許法第5条第3項）出願受付，10月1日から7日にかけて第5回「単位修得証明書」下附願⁽⁵⁸⁾の受付（12月21日締切），11月5日から16日にかけて免許状所有状況調査，10日から13日にかけて改正免許法等に関する説明会，翌年1月5日から20日にかけて第6回「単位修得証明書」下附願の受付，2月8日から3月31日にかけて新旧免許状の切替検定（施行法第2条）出願者に対する「単位修得証明書」の受付，2月9日から3月20日にかけて新制大学卒業者に対する教諭免許状の授与検定（免許法施行規則第14条第2項）の出願受付が行われた⁽⁵⁹⁾。

1954（昭和29）年度は，4月12日に免許状上進のための所要単位の未修得状況調査に関する説明会，27日に現職教員の所有免許状に関する各学校長への確認依頼，6月24日に改正免許法および認定講習に関する説明会，7月5日に近隣府県の大学で実施される単位修得試験の案内，7月20日から9月11日にかけて仮免許状更新検定（免許法第9条）の出願受付，7月29日から8月21日にかけて新旧免許状の切替検定（施行法第2条）の出願受付，8月23日から9月18日にかけて校長免許状の検定（免許法第6条第2項・別表7および施行法第2条表第25~27号）出願者に対する「単位修得証明書」下附願の受付，9月1日から10月9日にかけて校長・教育長・指導主事免許状の検定（免許法第6条第2項・別表7および施行法第2条表第25~33号）出願受付，10月2日から23日にかけて現職校長・教員の免許状取得状況調査，11月2日から23日にかけて「単位修得証明書」下附願の処理および僻地教育に関する講習会の単位追認，12月2日と3日に改正省令に関する説明会，11日から27日にかけて新旧免許状

の切替検定（施行法第2条）の出願受付、翌年1月5日から15日にかけて単位修得原簿への登載不可者の調査、2月1日から3月31日にかけて校長・教育長・指導主事免許状の検定（免許法第6条第2項・別表7および施行法第2条表第25～33号）出願受付、2月1日から5月20日にかけて教諭・養護教諭免許状の上進検定（施行法第7条）の出願受付が行われた⁽⁶⁰⁾。

1955（昭和30）年度は、5月10日から15日にかけて仮免許状所有者（旧教員免許状所有者も含む）に対する「基礎資格証明書」交付に関する手続、6月15日から25日にかけて免許状上進検定（施行法第7条）の出願希望者に対する事前審査および「単位修得証明書」下附願の受付、10月1日から10日にかけて免許状上進検定の出願受付（施行法第7条）、11月18日から28日にかけて市立学校の現職校長・教員に対する免許状取得状況調査、12月16日から翌年1月15日にかけて養護教諭免許状の上進検定（免許法第6条・別表第3）の出願受付、2月1日に単位修得計画調査表の加除訂正（未修得単位）および新規研修手帳番号の調査、10日から20日にかけて養護教諭免許状の上進検定（免許法第6条・別表第3）のための事前審査終了者による検定出願受付、3月10日に臨時免許状に関する再検定（免許法第5条第3項）の手続が行われた⁽⁶¹⁾。

大阪府教委では、1950（昭和25）年度に新旧免許状の切替検定事務（施行法第2条）が行われ、1951（昭和26）年度は5月末頃から教職経験年数の短い現職校長・教員に対する新旧免許状の切替検定（施行法第2条）の出願受付が、9月頃までには非現職者に対する新旧免許状の切替検定（施行法第2条）および免許状上進検定（施行法第7条）の出願受付が行われる計画であった⁽⁶²⁾。

以上、都道府県教委における免許検定事務の運営体制については、前述のとおり一部自治体において教育委員会規則によって規定されていたものの、多くの自治体においては内規において定められていた。その場合の事務手続については繁雑であり、現職校長・教員の出願書類に多くの不備がみられたことから、自治体によっては頻繁に通知を发出していた。また、当時は全国的に免許検定事務そのものが合理化されておらず、各都道府県内における現職校長・教員の免許状所有状況に鑑みて事務を漸次遂行していくほかなかった。

7. 総括

本章における分析と考察を通して、以下のことが明らかになった。

第一に、教育職員検定にみられる事務手続の規格化と、教育職員免許状の取得基準の設定状況が明らかになった。まず、免許状取得のための具体的な手続・過程については、都道府県教委ごとに教育職員免許状に関する規則（施行細則）において定められた（免許法第20条）。この施行細則は全都道府県で制定されており、その多くが教育委員会規則と都道府県規則を同一のものとして制定していた（静岡県・愛知県・大阪府・和歌山県を除く）。一方、教育職員検定のための審査委員会に関する規則は、青森県・宮城県・秋田県・埼玉県・新潟県・長野県教委の制定にとどまった。それ以外の都道府県では教育職員免許法施行細則によって出願書類が指定され、内規をもとに教育職員検定が行われた。その場合、教育職員免許状の検定種目（授与・切替・上進・更新）ごとに書類の提出が求められ、主に願書・個人調査・証明書（基礎資格・学修状況・身体・人物・実務）等に基づいて審査が行われた。

第二に、都道府県教委における免許検定事務の運営体制および運営手続の実態が明らかになった。すなわち、各都道府県における教育職員検定については概ね、①出願受付（受付簿登載、添付書類の整備・検討）、②手数料納入者の確認・名簿作成、③分類予備審査による裁定票の作成（記入、願書への添付、返戻再調・登載）、④審査委員会による検定、⑤起案・決裁、⑥原簿の作成・整備・保存、⑦免許状の浄書・照合・押捺、⑧処理簿登載・整理と免許状発行（願書・証明書の整備・保存）、⑨免許状発送（受付簿記入、申請者交付、受理証の一括送付・整理）、⑩不許可者通知・返戻書類の発送、⑪公報登載・広告、⑫教育委員会定例会における報告、⑬公簿の整理・保管、⑭各種証明書の交付という一連の手続が確立された。しかし、これらの事務手続は繁雑であり、また現職校長・教員の出願書類にも多くの不備がみられ、全国的にみても免許検定事務の処理過程が合理化されていなかった。そのため、多くの都道府県教委では現職校長・教員の免許状所有状況に鑑みて、有効期限が定められていた新旧免許状の切替検定や仮免許状の更新検定を優先しながらも、現職教育を通じた単位修得の進展状況に応じて一級・二級普通免許状への上進検定を漸次遂行していた。

したがって、一般的には教育行政の中央－地方政府間関係における規格化の契機として、1952（昭和27）年

の教育委員会法改正により「教育委員会が国の機関として処理する行政事務」(第55条2項)に関する文部省の指揮監督権が規定されたことが契機とされる⁽⁶³⁾。これに対して、教育職員免許状に関する検定事務については、1950(昭和25)年度の時点ですでに教育委員会規則を通じて規格化が図られており、翌年度の免許検定事務においては合理化の萌芽が確認された。それは、学校種・職位・区分あわせて56種類の教育職員免許状が創設され、現職者・新規採用者・旧外地引揚者からの出願書類をもとに免許状の切替・授与・上進に関する事務を併行しなければならず、教委事務局の担当課においては繁雑な事務内容を迅速かつ適正に進めていかなければならなかったからである。とりわけ、当時は前述のように中央政府から地方政府に対して会議行政を通じて免許検定事務に関する手続(審査体制・方法を含む)および基準について規格化がなされていったが、その出願段階においては問合せが相次いでおり、また提出された書類についても記載内容の不備・不足が多く、審査以前に形式的な瑕疵によって却下・不合格と判定される者が散見された。

参考文献

- 芥川祐征「公選制教育委員会の規則制定権による校長職の規定状況 — 職務権限・資格付与要件・採用選考手続に着目して —」『岐阜大学教育学部研究報告(人文科学)』第70巻第1号, 岐阜大学教育学部, 2021, 273-286頁
- 芥川祐征「旧教育委員会法下における校長免許状の授与基準 — 施行細則・連絡協議会による規格の設定と免許検定事務 —」日本教育行政学会編『日本教育行政学会年報』第48号, 教育開発研究所, 2022, 102-121頁
- 篠原清昭「教育委員会の規則制定権 — 教育委員会規則の法社会学 —」日本教育行政学会編『日本教育行政学会年報』第10号, 日本教育行政学会, 1984, 213-226頁
- 荻原克男『戦後日本の教育行政構造 — その形成過程 —』勁草書房, 1996
- 宮澤孝子「戦後改革期における教育行政組織の設置目的と機能に関する研究 — 文部省調査普及局と教育委員会調査統計課に着目して —」日本教育制度学会編『教育制度学研究』第23号, 東信堂, 2016, 76-93頁

付記

本稿は、日本学術振興会・科学研究費補助金のうち基盤研究(C)「校長候補者を対象とした現職教育制度における学修単位認定の史的検討」(研究課題番号:22K02229, 2022~2025年度, 研究代表者:芥川祐征)の助成による研究成果の一部である。また、占領下日本の地方教育史料に関する調査の過程で、国立国会図書館・国立教育政策研究所教育図書館をはじめ各都道府県の公立図書館・公文書館等のうち103館から協力をいただいたこと、深く御礼申し上げたい。

脚註

- (1) 教育委員の第1回選挙は1948年10月5日に実施され、教育委員会は11月1日に発足(都道府県・五大市のみ)した。ただし、市町村教育委員会については、1950年までが設置期限であったため、同年設置されたのは40程度にとどまっていた(文部省調査普及局「教育委員会月報」第1巻第1号(昭和24年7月号), 文部省地方連絡課, 1949年, 16-17頁)。
- (2) 「教員資格審査事務に関する官庁案(昭22.2.6)」『戦後教育資料』V-36所収(国立教育政策研究所教育図書館所蔵)。
- (3) 文部省調査局長通達「教育委員会事務局分課試案」(昭和23年10月23日:発達130号)。
- (4) 青森県教育委員会「青森県教育職員検定審査会規則」(規則第8号)青森県教育委員会事務局編『自昭和二十三年十一月一日 至昭和二十五年二月二十八日 青森県教育委員会例規集』青森県教育委員会, 1950, 50頁(青森県立図書館所蔵)。宮城県教育委員会「宮城県教育職員検定審査委員会規則」(文書番号不明)宮城県教育委員会『教育職員免許法施行令 教育職員免許法施行規則 教育職員免許法施行法施行規則 教育職員免許状に関する宮城県教育委員会規則 (附, 関係法令)』宮城県教育委員会, 1949, 73-74頁(宮城県図書館所蔵)。秋田県教育委員会「秋田県教育職員検定審査会規則」(規則第1号)秋田県教育委員会編『秋田県教育史』第4巻「資料篇4」秋田県教育史頒布会, 1984, 50-51頁。埼玉県教育委員会「教育職員検定審査会設置並に運営に関する規則」(規則第8号)埼玉県『埼玉県報』第2592号(昭和27年6月3日), 埼玉県, 1952, 915-917頁(埼玉県立熊谷図書館所蔵)。新潟県教育委員会「新潟県教育職員検定審査委員会規則」(規則第3号)新潟県『新潟県報』第12号(昭和25年2月14日), 新潟県, 1950, 203-204頁(新潟県立図書館所蔵)。長野県教育委員会「長野県教育職員検定審査会規程」(規則第27号)長野県『長野県報』第2374号(昭和25年4月10日), 長野県, 1950, 1-2頁(長野県行政情報センター所蔵)。
- (5) 玖村敏雄『教育職員免許法同法施行法解説 付録関係法令集録』「法律篇」学芸図書, 1949, 238頁。
- (6) その他に、青森県・宮城県・茨城県・兵庫県では「戸籍謄本」の、長野県・三重県・京都府・徳島県では「手数料納入・保管証書」の提出が求められた。
- (7) 山口県教委事務局では、免許法の施行にともない、1949(昭和24)年10月1日に免許関係事務の円滑な運営を図ることを目的として管理課内に免許法係(定員5名)を新設した(山口県教育庁総務調査課編『教育要覧 一九五

○年版』山口県教育庁総務調査課，1950，120頁：山口県立山口図書館所蔵）。

- (8) 神奈川県教育委員会事務局調査課編『神奈川県教育概要』昭和25年度，神奈川県教育委員会事務局調査課，1951，40-41頁（横浜市立中央図書館所蔵）。神奈川県教委事務局における免許関係事務に関する年度ごとの実施方針について、下表のように変容していた。

| | |
|--------|---|
| 1950年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・新旧免許状の切替検定（施行法第1・2条）を優先する（任用替となる者には新教育職員免許状授与の便宜を図る） ・臨時免許状は仮免許状を有するものと見做される者に対する経過措置であり，年度末に出願受付を行う ・新規採用予定者に対しては必ず教育職員免許状を取得させる ・免許検定事務の進捗状況と認定講習の開設状況に鑑みて，教諭・養護教諭免許状の上進検定（施行法第7条）については当分出願を見合わせる（特別任用による者を除く） ・実際の事務と関連させて基準・内規を制定する ・免許関係法令の研究・調査に基づいて社会への周知・徹底を図る ・事務能率の向上を図る |
| 1951年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・新旧免許状の切替検定（施行法第1・2条）は年度内に必ず完了する（任用替となる者には新免許状授与の便宜を図る） ・新規採用予定者に対しては必ず教育職員免許状を取得させる ・養護教諭免許状の上進検定（施行法第7条）については当分出願を見合わせる（特別任用による者を除く） |
| 1951年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・法改正後に対策を検討する（基準・内規等の検討・改正も含む） ・事務能率の向上を研究する ・養護教諭免許状の上進検定（施行法第7条）の準備をする ・諸法令の解説書を編纂する ・単位追認の基準ならびに具体的な事務処理方法を決定する ・翌年度以後の免許関係事務について臨時免許状の授与準備・受付を開始する |
| 1952年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・すべての現職者は免許法第3条に基づいて相当免許状を所有しなければならない（校長を除く） ・単位追認に関する事務を8月までに完了する ・免許状の上進検討を開始する ・養護教諭免許状の上進検定（施行法第7条）については9月以後に出願受付を開始する ・授与された免許状の種類・区分について統計的に整理する ・事務能率の向上を図る |

（出典）同編，40頁；同編『神奈川県教育概要 昭和27年3月』1952，45・47頁（横浜市立中央図書館所蔵）をもとに筆者作成

- (9) 前掲註8『神奈川県教育概要 昭和27年3月』1952，45・47頁（横浜市立中央図書館所蔵）。なお，1951（昭和26）年1月末の時点で免許検定事務の処理件数が延31,538件にも上っており，同年度末までにすべての現職校長・教員に対して新教育職員免許状が発行される見通しであったが，このことについて事務局担当者は「山と積んだ出願書類に埋れて2カ年，今日一応の目標事務を果し得て，係としても感慨無量なものがある」と述懐していた（神奈川県教育委員会事務局調査課編『かながわ教育』第4巻第3号（通巻34号：昭和27年3月号），神奈川県教育委員会事務局調査課，1952，55頁：神奈川県立図書館所蔵）。
- (10) 前掲註8『神奈川県教育概要 昭和27年3月』1952，47頁（横浜市立中央図書館所蔵）。なお，教育職員検定の事務手続がより繁雑になることが予想されていたことから，同県教委事務局では『教育職員免許状出願の手引』を編纂・配布するとともに，すべての現職校長・教員に「免許カード」を配布するとともに，教育職員検定の出願における出願書類の整備について指導が行われた（同編『神奈川県教育概要 昭和27年度』神奈川県教育委員会，1953，76頁：横浜市立中央図書館所蔵）。
- (11) 同上『昭和二十八年度 神奈川県教育年報』1954，71頁（横浜市立中央図書館所蔵）。これは，課内で「一級免許状の事務処理を開始することは，このことにより現場教員の単位修得の速度を誘発し，学校教育を混乱に導く」との意見が寄せられ，また「当分の間一級免許状（施行法第7条の規定によるもののみ）の授与については慎重にするよう」指示があったためである。
- (12) 新潟県教育庁調査課編『新潟県教育月報』第1巻第11号（昭和25年2月号），新潟県教育庁調査課，30頁（新潟県立図書館所蔵）。それと同時に，教育職員検定の出願受付を開始した当初は，年度間の時期に出願件数が特に多く，事務局において「7人の係が，一日中受付だけに専念し，毎日残業をやつても，とても処理し切れない有様」であったため，4月中は出願受付を一時停止し，多くの時間が出願書類の整理のために充てられた（同編『教育月報』創刊号（昭和25年4月号），1950，9頁：新潟県立図書館所蔵）。
- (13) 新潟県教育委員会編『新潟県教育要覧 1953』新潟県教育委員会事務局調査統計課，1953，52頁（新潟県立図書館所蔵）。この時点では，一部の旧制学校長を除くすべての教育職員に対する新旧免許状の切替検定事務が完了しており，現職教育を通じた単位修得にとまなう免許状の上進検定については準備段階にあった（同編『新潟県教育要覧 1952』1952，70頁：新潟県立図書館所蔵）。
- (14) 同上『新潟県教育要覧 1954』1954，86頁（新潟県立図書館所蔵）。会場については，7月22日に新潟市立山ノ下小学校，23日に同関屋中学校，9月17日に新潟県立新津高等学校，21日に粟生津村・島上村・弥彦村・国上村・米納津村・吉田町・地藏堂町の各市町村教委が所管する小・中学校において実施された。

- (15) 同上『新潟県教育要覧 1955』1955, 94頁(新潟県立図書館所蔵)。
- (16) 長野県教育委員会編『昭和二十六年度 長野県教育年報』長野県教育委員会, 1953, 76-77頁(県立長野図書館所蔵)。ただし, 1950(昭和25)年度は, 教育職員検定の出願開始初年度に当たり, 審査基準の検討に時間を要したため, 出願件数のうち26%の事務処理にとどまった。また, 翌年度末までにすべての現職校長・教員に対して新旧免許状の切替検定を完了する必要性から事務処理量が特に膨大であった。そのため, 8月における県教委事務局の改組によって免許検定事務は学務課に移管され, これを契機として係員を増員して約3カ月間にわたる深夜業務を経て, 当初の目標が達成された。
- (17) 同上, 76-77頁。また, 翌年度からは, 免許状の上進検定出願希望者に対して事前指導を実施し, 免許法施行規則・施行法施行規則の規定に基づく単位追認と, 免許状の上進検定を主要な業務とした。あわせて, 免許法等の改正に基づいて, 7月7日には教育委員会規則(免許法施行細則)の改正も行われた。
- (18) 同上『昭和二十七年度 長野県教育年報』1954, 34-36頁(県立長野図書館所蔵)。特に, 7月15日から新旧免許状の切替検定事務について出願受付が開始されたが, 校長仮免許状への切替については206件の検定にとどまった。
- (19) 岐阜県教育委員会教育調査課編『昭和三十五年 岐阜県の教育 附岐阜県教育委員会規程』岐阜県教育委員会教育調査課, 1950, 49頁(岐阜県立図書館所蔵)。
- (20) 鳥取県教育委員会事務局調査企画課編『昭和26年度 教育要覧』鳥取県教育委員会事務局調査指導課, 1951, 102頁(鳥取県立図書館所蔵)。
- (21) 同上, 102頁。
- (22) 鳥取県教育委員会指導調査課編『昭和28年度 教育要覧』鳥取県教育委員会指導調査課, 1953, 14頁(鳥取県立図書館所蔵)。同審査会の設置当初は, 男性2名(教諭1名・指導主事1名)・女性2名(雇用職員1名・嘱託職員1名)により構成されていたが, 年度途中で女性委員1名が減員された。ただし, 前年度までは実施されていなかった既修得単位の使用可否・区分の判定および「単位修得証明書」の作成をめぐって次第に事務処理量が増加しており, さらに認定講習の実施計画を策定する指導調査課や, 現職教育講座を開設する鳥取大学との協議が必要とされた。
- (23) 香川県教育委員会編『香川県教育委員会月報』第5巻第11号(通巻54号:昭和28年11月号), 香川県教育委員会, 1953, 28頁(香川県立図書館所蔵)。
- (24) 同上, 第2巻第11号(通巻18号:昭和25年11月号), 1950, 14-16頁(香川県立図書館所蔵)。各学校においても免許係に人員が配置され, 県教委事務局内に教員養成検定免許係の指導のもと免許法令に関する研究を行い, 現職教育を通じた単位修得について勤務校の教員を指導する役割を担った。
- (25) 同上, 第2巻第12号(通巻19号:昭和25年12月号), 1950, 16頁(香川県立図書館所蔵)。この演習会で参加者は, ①勤務校における該当教員の履歴書(学歴・職歴に関する具体的な資料), ②戦後教員資格法令(『教育法令集』「国法篇」第1巻), ③指定学校・許可学校の綴(同法令集付録・『文部法令総覧』第4巻), ④免許法施行規則・施行法施行細則(『教育法令集』「香川県篇」・『香川県法規集』第5巻), ⑤『香川県教育委員会月報』第2巻第11号(通巻18号:昭和25年11月号), ⑥配布済みの学校については全出願書類, ⑦筆記用具の持参が求められた。
- (26) 熊本県教育委員会事務局編『教育委員会報』創刊号(昭和25年8月号), 熊本県教育委員会, 1950, 36頁(熊本県立図書館所蔵)。また, 非現職者に対する検定出願受付について, 1947(昭和22)年度から1949(昭和24)年度までに教員養成諸学校を卒業した者については4月以後に, その他の教育職員検定ならびに免許状書換・再交付事務については9月初旬から行われることとなった。
- (27) 熊本県教育委員会編『教育要覧 General Summary of Education 1951』熊本県教育委員会, 1951, 45頁(熊本県立図書館所蔵)。特に, 2月末までの校長免許状に関する教育職員検定の出願受付件数について, 仮免許状への切替検定が696件にも上っており, 二級普通免許状への上進検定はわずか4件にとどまっていた。
- (28) 神戸市教育委員会事務局調査課編『神戸市教育年報 昭和28年度版』神戸市教育委員会, 1954, 88-89頁(神戸市立中央図書館所蔵)。
- (29) 岩手県教育委員会事務局編『岩手教育時報』第10号(昭和25年4月25日発行), 岩手県教育委員会事務局, 1950, 2頁(岩手県立図書館所蔵)。例えば, 1950(昭和25)年度の新旧免許状の切替検定については事務処理負担の繁閑を考慮し, 盛岡・岩手紫波地区(2・3月), 九戸地区(4月), 二戸地区(5月), 気仙地区(6月), 東磐井地区(7月)・西磐井地区(8月), 上閉伊地区(9月), 下閉伊地区(10月), 和賀地区(11月), 稗貫地区(12月), 胆沢・江刺地区(翌1月)に分けて実施された。また, 教育職員検定については, 4月末までに検定出願した場合, 免許状の発行年月日が1949(昭和24)年9月1日まで遡及して記載されることとなった。
- (30) 宮城県教育委員会編『宮城県の教育 昭和二七年度』宮城県教育委員会, 1953, 26頁(宮城県立図書館所蔵)。同編『宮城県の教育 昭和28年度』1954, 9頁(宮城県立図書館所蔵)。同審査会は, 県教委事務局内における学務課の主管として設置され(昭和28年3月28日:宮城県条例第41号), 委員長(教育長)・副委員長(教育次長)のもと各学校の現職教員, 関係行政機関の職員, 学識経験者から18名以内(翌年度は10名以内)が委員として委嘱された。なお, 1954(昭和29)年度は15名以内に変更された(昭和29年10月11日:宮城県条例第64号)。
- (31) 秋田県教育委員会編『教育あきた』第28号(昭和26年11月号), 秋田県教育委員会, 1951, 5頁(国立教育政策研究所教育図書館所蔵)。免許法第20条および教育職員免許法教育職員免許法施行法施行細則(昭和25年1月9日:秋田県教育委員会規則第1号)第18条に基づき, 「秋田県教育職員検定審査会規則」第1条の目的に則って県教委事務局内の学校教育課に設置された。

- (32) 富山県教委事務局では、現職校長・教員からの出願受付にともない毎月1回(定例14日)の「検定会」を開催した(富山県教育委員会事務局庶務課編『富山県 教育要覧 1952年』富山県教育委員会事務局, 1953, 44-45頁;富山県立図書館所蔵)。ここでは、主に出願書類における不備・不足を点検し、出願者に対して公正な検定を実施できるように配慮がなされた(同編『富山県 教育要覧 1953年』1954, 51頁;富山県立図書館所蔵)。
- (33) 青森県教育委員会事務局調査課編『青森県教育要覧 昭和二十四年度版』青森県教育委員会, 1950, 50頁(岩手県立図書館所蔵)。
- (34) 同上, 48-49頁。1949(昭和24)年度末の時点で計20,000件を超える出願受付があり、1951(昭和26)年の省令改正により一時停滞したものの、同年11月30日の時点で23,959名の現職校長・教員に対して新教育職員免許状が授与された。
- (35) 埼玉県教育局編『埼玉県教育要覧 1951年』埼玉県教育局, 1952, 38-39頁(埼玉県立熊谷図書館所蔵)。1950(昭和25)年2月10日に出願受付を開始すると、毎月約1,300件程度の教育職員検定を実施しなければならなかったため、1951(昭和26)年度予算においては約93万円が計上され、担当係員も9名に増員された。
- (36) 同上, 39頁。そして、1952(昭和27)年度予算においては約110万円が計上され、これまでの教育職員免許状に関する授与・再交付・切替等の事務処理に加えて、免許法等改正にともなう現職校長・教員による免許状上進検定に関する出願も多数見込まれたことから臨時職員7名を増員するとともに、公正・適切な運営を期するために「検定審査会」(委員10名)も設置された(埼玉県教育局調査研究課編『埼玉県教育委員会月報』第3巻第7号(通巻30号:昭和27年4・5月合併号), 埼玉県教育局調査研究課, 1952, 8頁;埼玉県立熊谷図書館所蔵)。翌年度予算においては130万円が(同編, 第4巻第7号(通巻41号:昭和28年4月号), 1953, 9頁;埼玉県立熊谷図書館所蔵), 1954(昭和)年度予算においては110万円が計上されたが、事務処理内容については概ね同様であった(同編, 第5巻第7号(通巻53号:昭和29年4月号), 1954, 9頁;埼玉県立熊谷図書館所蔵)。
- (37) 前掲註12『新潟県教育月報』第6巻第5号(昭和30年10・11月合併号), 1955, 6頁(新潟県立図書館所蔵)。具体的には、①認定講習(県教委事務局)と現職教育講座・認定通信教育(新潟大学教育学部)については各所管機関へ受講希望申請すること, ②申請書には受講年月・会場名・教科(科目)・担当講師・勤務校等について可能な限り記載すること, ③氏名を変更した者は受講当時の氏名を修得単位ごとに記入すること, ④申請書に返信用封筒を同封しておくことである。
- (38) 岡山県教育庁議事調査室編『教育要覧 一九五一年版』岡山県教育委員会, 1952, 171頁(岡山県立図書館所蔵)。
- (39) 岡山県教育庁調査課編『教育要覧 一九五〇年版』岡山県教育委員会, 1951, 172-173頁(岡山県立図書館所蔵)。また、この時点での校長仮免許状に関する切替検定出願数は563件にも上った。
- (40) 岡山県教育委員会事務局調査課編『岡山県教育時報』第2巻第3号(通巻7号:昭和25年3月号), 岡山県教育委員会事務局調査課, 1950, 22頁(岡山県立図書館所蔵)。
- (41) 前掲註38『教育要覧 一九五一年版』1952, 169頁。当時の戦後教員資格法令は「複雑多岐で、一般教職員の理解が十分でなく、かつ、取扱件数が多いので、この仕事を担当している者は、随分苦労をし、気持の休まる日もない状態であつた」と回顧された(同編, 168頁)。特に、4月中に旧教員免許状非所有者および勤務年数の短い者を対象として新教育職員免許状の授与検定を実施し、5月から12月にかけて新旧免許状の切替検定を学校種ごとに実施し、翌年1月から新規採用者に対する新教育職員免許状の授与検定を実施する計画であった(前掲註40『岡山県教育時報』第2巻第5号(通巻9号:昭和25年5月号), 1950, 2頁;岡山県立図書館所蔵)。
- (42) 前掲註38『教育要覧 一九五一年版』1952, 171頁。
- (43) 同上『教育要覧 一九五二年版』1953, 159頁(岡山県立図書館所蔵)。
- (44) 同上『教育要覧 一九五三年版』1954, 18頁(岡山県立図書館所蔵)。出願書類の点検によって添付書類に不足・不備が判明した場合は出願書類がすべて返戻されたが、郵送によって提出された場合は注意事項を付して返戻された。なお、旧大日本帝国時代の統治下に置かれた旧外地(台湾・朝鮮・南樺太・関東州・南洋群島)の出身学校が戦災によって「学業成績証明書」を交付できない場合は、当該学校における指導担当教員の証明により代用された。
- (45) 熊本県教育委員会編『教育要覧 General Summary of Education 1952』熊本県教育委員会, 1952, 18頁(熊本県立図書館所蔵)。その他にも、出願書類を10年間保存するために梱包・整理し、県報登載、手数料振替口座払込票の整理等の雑務も行われた。
- (46) 東京都教育委員会・教育庁調査統計会議・教育庁広報連絡会議編『東京都の教育』昭和27年版(昭和26年々報), 東京都教育委員会・教育庁総務部調査課, 1952, 181頁(東京都立中央図書館所蔵)。1952(昭和27)年3月末の時点における教育職員検定の出願件数は46,034件にも上った。
- (47) 島根県教育庁調査企画課編『教育月報』第31号(昭和26年4月号), 島根県教育委員会, 1951, 17頁(島根県立図書館所蔵)。
- (48) 同上, 17頁。
- (49) 三重県教育局調査課編『三重県教育情報 MIE KYŌIKU JŌHŌ』第3巻第7号(通巻24号:昭和26年12月号), 三重県教育局調査課編, 1951, 26-30頁(三重大学附属図書館所蔵)。この時点で残されていたのは、①旧外地からの引揚者のうち証明書の不足している者, ②外国の学校を卒業した者, ③出願書類の不備により適確判定できない者, ④「学業成績証明書」「履歴書」の記載事項について検討を要する者に対する免許検定事務であった。
- (50) 三重県教育長・三重県総務部長通知「免許法に関する連絡について」(昭和26年3月20日:教学第355号)三重県教育委員会事務局編『三重県教育委員会公報』号外(昭和26年3月20日発行), 三重県教育委員会事務局, 1-3

頁所収（鳥羽市立図書館所蔵）。

- (51) 前掲註 49『三重県教育情報 MIE KYŌIKU JŌHŌ』第3巻第3号（通巻20号：昭和26年6月号），1951，8頁（三重大学附属図書館所蔵）。その後，1952（昭和27）年3月末までに県内すべての現職校長・教員に対して新教育職員免許状を授与するために，教育職員免許状の上進検定出願，教科に関する臨時免許状の授与，追認した単位認定書の交付，非現職者の資格切替の受付といった免許検定事務が行われた。
- (52) 西川棟吾「免許検定事務の過去現在」同上，8頁所収。
- (53) 三重県教育長・総務部長通知「教育職員免許検定事務連絡について」（昭和25年8月21日：教学第1096号）前掲註50『三重県教育委員会公報』第87号（昭和25年8月21日発行），1950，12頁所収（鳥羽市立図書館所蔵）。
- (54) 三重県教育長通知「教職員の免許検定について」（昭和27年7月10日：教教第376号）同上，号外2（昭和27年7月10日発行），1952，10-12頁所収（鳥羽市立図書館所蔵）。ここで，「単位認定書・単位修得証明書再交付願」については，本籍地・現住所・勤務校・氏名を明記した上で，破損・紛失・焼失の理由および受講科目・修得単位数・受講会場・講習名・受講期間・講師名・証明書番号・受講時勤務校を付記して提出することが求められた。
- (55) 三重県教育長通知「教育職員の免許事務に関する連絡について」（昭和27年11月24日：教教第707号）同上，第205号（昭和27年11月24日発行），1952，4-7頁所収（鳥羽市立図書館所蔵）。なお，出願書類の経由については，①市町村立学校長・教員については勤務校長を経由して所管する市町村教委に，②教育長・指導主事については市町村教委を経由して県教委に，③非現職者については居住地小学校長・市町村教委を経由して県教委にそれぞれ提出することとされた。
- (56) 福島県教育委員会事務局調査課編『福島県教育委員会月報』第3巻第3号（通巻22号：昭和26年3月号），福島県教育委員会事務局調査課，1951，14頁（国立教育政策研究所教育図書館所蔵）。具体的な事務内容としては，①施行法第1・2条に基づく新旧免許状の切替検定事務，②福島県教育委員会規則（免許法施行細則）に基づく臨時免許状の授与，③施行法第7条に基づく教諭・養護教諭免許状の上進検定事務，④免許法・施行法の一部改正による教育職員検定，⑤免許法第5条に基づく免許状の授与検定事務，⑥小・中学校教員に対する免許状の上進検定事務であった。
- (57) 同上，15頁。福島県教委では，毎月の免許関係事務の実実施計画を策定するとともに，各学校および各地区教育出張所から提出される証明書について能率的に事務処理を行うために，①各地区教育出張所における交付期限は毎月20日，②各地区教育出張所から県教委事務局行政課に対する証明書の進達期限は毎月25日，③教育職員検定および事務処理については月末まで，④当該免許状を各地区教育出張所に一括交付するのは翌月上旬，⑤各地区教育出張所から当該免許状を個人に交付するのは上旬から下旬にかけて行うこととされた。
- (58) 下附とは「渡すという意味であつて，交付と同義であるが，主として，その行為が上級の者から下級の者に対してなされる場合，官公庁から一般人に対してなされる場合に用いられる」ものとされる（佐藤達夫編『法令用語辞典』学陽書房，1950，65頁）。
- (59) 京都市教育委員会事務局管理部調査計理課編『昭和二十八年度 京都市教育概要』京都市教育委員会，1954，111頁（京都市右京中央図書館所蔵）。
- (60) 京都市教育委員会事務局調査課編『昭和二十九年度 京都市教育概要』京都市教育委員会，1955，122-123頁（京都市右京中央図書館所蔵）。
- (61) 同上『昭和30年度 京都市教育概要』昭和30年度，1956，129-130頁（京都市右京中央図書館所蔵）。
- (62) 大阪府教育委員会事務局教育調査課編『大阪府教育委員会月報』第3巻第4号（通巻20号：昭和26年4月号），大阪府教育委員会事務局教育調査課，1951，5頁（国立教育政策研究所教育図書館所蔵）。
- (63) 荻原克男『戦後日本の教育行政構造 — その形成過程 — 』勁草書房，1996，150-172頁。